

第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画

令和4年（2022年）3月策定
令和8年（2026年）3月改訂



山鹿市

はじめに



わが国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、諸制度の整備や諸条約への加入など、人権に関する施策が推進されてきました。また、熊本県においては、2020年（令和2年）6月に「部落差別の解消の推進に関する条例」が制定され、さらに取組の強化が進められています。

本市においては、2017年（平成29年）3月に策定した「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」をもとに、市民一人一人が輝き、人権が尊重されるまちづくりを念頭に、様々な人権問題の解決を図るための取組を推進してまいりました。

しかしながら、依然として、同和問題（部落問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する偏見や差別は存在しています。また、情報化等社会の急速な進展に伴い、インターネット等による差別的書き込みや誹謗中傷、性的マイノリティに対する偏見等、様々な人権問題が顕在化してきています。さらに近年では、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染者やその家族の方、医療関係者の方等に対する差別的言動等も大きな社会問題となっています。

このような現状を踏まえ、前計画の取組を継承しつつ、本市の人権教育・啓発に関する施策をより一層、総合的かつ効果的に推進するため、新たに「第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後は、これまでの取組の成果や手法をもとに、行政、学校、民間（団体・企業）、地域や家庭の相互連携と、人権のまちづくりを推進するための体制をより一層強化することで、市民一人一人が人権について正しい認識を持ち、さらに人権意識を高めるための取組を進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、山鹿市人権擁護審議会委員の皆様をはじめとする市民意識調査やパブリックコメントに御協力いただきました多くの市民の皆様、各方面の関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

山鹿市長 早田 順一

監修にあたって

このたびの「第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画」の監修にあたり、第1次及び第2次基本計画を中心とした人権教育・啓発活動の歩みを振り返りながら、これから実現が図られようとする方向性を確認し、内容を整えてまいりました。

山鹿市では、長年にわたり、地域の実態に根ざした人権教育が推進されています。2007年（平成19年）の「山鹿市人権教育・啓発基本計画」の策定から15年間、市民が人権に関する正しい知識をもち、適切な人権感覚に基づいて行動することができるよう、人権をめぐる現状や課題を踏まえながら、様々な人権教育・啓発活動が計画・実施・評価・改善されてきました。

行政・教育機関・地域・家庭・民間企業等の協働を通じた継続的で組織的な取組は、着実に成果を上げていていると考えられます。例えば、このたびの調査で、「今までに自分の人権が侵害されたと感じたことがある」人は、前回2016年（平成28年）の調査に比べて11.8ポイント減少しています。また、人権侵害への対応についても、「身近な人に相談する」などの回答が増え、「わからない」などの回答は減少しており、状況を改善していくために主体的に行動しようとする市民の方々の姿を垣間見ることができます。

一方で、人権をめぐる課題は、今なお山積しているとも言えます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による感染者等への差別、いじめ問題でのインターネット上の悪質な書き込み等に見られるように、社会の状況に応じて人権上の課題も変化しています。第3次基本計画では、このような状況を見据えながら基本的な方針と具体的な取組計画を示し、相談体制や支援の充実なども盛り込んでいます。

世界人権宣言起草委員の一人であるエレノア・ルーズベルトは、次のように述べました。「普遍的人権はどこから始まるのでしょうか？—あまりに近く、小さく、どんな地図にも載らない場所から始まるのです。……身近な場所で人権を擁護する協調的な市民活動がなければ、より広い世界での進歩など到底期待できないのです。」この基本計画の実施によって、山鹿市民皆様のすぐそばで人権が大切にされ、広く「誰一人取り残さない」社会が実現されることを願って、監修の言葉といたします。

令和4年3月

熊本県立大学 教授 石村 秀登

【監修者紹介】

石村 秀登（いしむら ひでと）

九州大学大学院教育学研究科博士後期課程単位取得満期退学。

現在、熊本県立大学教授。

専門は、教育学、教育哲学。

主著に、『道徳教育の理論と実践』（大学教育出版、2018年、共編著）、

論文に「人権学習における体験的活動の意義について—熊本県山鹿市の実践から—」

（『熊本県立大学文学部紀要』第20巻通巻第73号、2014年）などがある。



目次

	ページ
第1章 計画策定について	1
1 背景及び経緯	1
2 策定の意義	1
3 計画の位置づけと期間	2
4 市民意識調査の実施	2
第2章 基本理念	3
第3章 本市の人権をめぐる現状・課題	4
1 人権侵害について	4
2 関心のある人権問題	6
3 人権教育・啓発の現状と課題	9
女性の人権	9
子どもの人権	11
高齢者の人権	12
障がい者の人権	13
部落差別（同和問題）	14
感染症（新型コロナウイルス感染症等）をめぐる人権	17
インターネットによる人権侵害	18
第4章 人権教育・啓発の施策の方向	19
1 人権教育	19
（1）就学前教育	19
（2）学校教育	19
（3）社会教育	19
2 人権啓発	20
（1）内容	20
（2）方法	21
第5章 具体的な取組	23
1 実施主体ごとの具体的取組	23
（1）行政（市役所）	23
（2）園・学校	23
（3）地域・家庭（社会教育）	23
（4）民間	24
2 計画の推進体制	29

第1章 計画策定について

資料編.....	30
資料編1 人権年表.....	30
資料編2 人権に関する法令等.....	35
資料編3 策定にあたって.....	46

第1章 計画策定について

1 背景及び経緯

国際連合総会において、1948年（昭和23年）に「世界人権宣言」が採択され、その後、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」など数多くの人権に関する条約が採択されました。1994年（平成6年）には、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されました。さらに、2015年（平成27年）には、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、それに含まれるSDGs（持続可能な開発目標）にはどれも人権尊重の考え方が根底にあります。

国内においても、以上の条約等に批准するとともに、1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。また、2000年（平成12年）には、国及び地方公共団体、国民の責務が明記された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定され、2002年（平成14年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。さらに、2016年（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権に関する3つの法律が施行されるなど、人権に関する施策が推進されています。

本市においては、2005年（平成17年）に「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」を制定しました。その後、2007年（平成19年）に、計画期間10年間の「山鹿市人権教育・啓発基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を策定し、2017年（平成29年）に、計画期間5年間の「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）を策定しました。その後、2022年（令和4年）に、計画期間8年間の「第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を策定しました。策定から4年目を迎えるにあたって、改正された「山鹿市部落差別等をなくし人権を守る条例」第5条を基に、市民意識調査を行い、その結果をふまえて「第3次基本計画」の内容をさらに充実、発展させています。また、法改正や社会情勢の変化等にも対応し、人権に関する国内や熊本県内の動向にも配慮しています。

2 策定の意義

本計画は、本市における施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものであり、また本計画を策定することには、次のような意義があります。

(1) 人権をめぐる現状を明らかにする

人権教育・啓発を進める上で、行政、学校、民間（団体・企業）、地域及び家庭等において、市民一人一人が本市における人権の現状について共通認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取組の方向を示す

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて総合的かつ計画的に取り組む必要があります。このため本市としてどのような内容に、どのようにして取り組むのか、という取組の方向を明確に示すことが重要です。

(3) 行政、学校、民間（団体・企業）、地域及び家庭等における取組を明らかにする

人権教育・啓発は、行政、学校、民間（団体・企業）、地域及び家庭等でそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を捉えて行う必要があります。

このため、各主体の取組を明らかにするとともに、相互間の連携を図りながら、人権教育・啓発にあたることが重要です。

3 計画の位置づけと期間

- ◆本計画は、「人権教育・啓発推進法」第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- ◆本計画は、「第3次山鹿市総合計画」を上位計画としており、「ずっと 住みたい 健康都市 やまが」の実現に向けて5つの視点に対してまちづくりのコンセプトを設定している「彩り豊かな「ひと」を育むまち」の中の1つに位置づけされています。
- ◆本計画は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえて作成しています。

本計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2029年度（令和11年度）までの8年間とします。なお、「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」第5条等を視野に入れ、法改正や社会情勢の変化等に適切に対応できるよう、4年を目途に市民意識調査を実施し見直しを行いました。

4 市民意識調査の実施

本計画の策定に当たって、市民の意見や要望を把握するため、「人権に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

調査対象	市内に居住する18歳以上の男女
標本数	2,000件
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネットによる回答
調査時期	令和7年6月
回収率	33.3%

（参考）人権教育・啓発推進法第2条

人権教育・啓発推進法第2条で、「人権教育」と「人権啓発」を定義し、人権教育は「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であり、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」であるとしています。

第2章 基本理念

すべての人間は生まれながらに基本的人権を持っているということを表明した「世界人権宣言」が国連総会で採択されてから、既に70年以上が経過しています。この宣言では、第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」、第2条「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と定められています。

日本国憲法においても、第14条「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められています。

そして、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、人権を、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」とし、その教育と啓発のあり方を示しています。誰もが等しく、かけがえのない、尊い、大切な存在であり、そして、一人一人の人権は、いつでもどこでも平等に保障されるべきものです。

このような人権の基本的理解に基づき、本市では、すべての市民が、出身や門地、性別や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重され、幸せに安心して自分らしく生きることができるようするために、以下のことを推進します。

- ・ 市民一人一人が、自らの尊厳に気づくとともに、多様性を認め、他者の尊厳も尊重することができる力を養う教育・啓発
- ・ 市民一人一人が、人権を自分のこととして考え、人権に関する知識や人権感覚を持ち、それらを実践的な行動へつなげていくことができる、市民協働型の教育・啓発

本市では、以上のような理念と方向性をもって、本計画を策定し、「市民一人一人の個性が輝くまちづくり」を進めていきます。

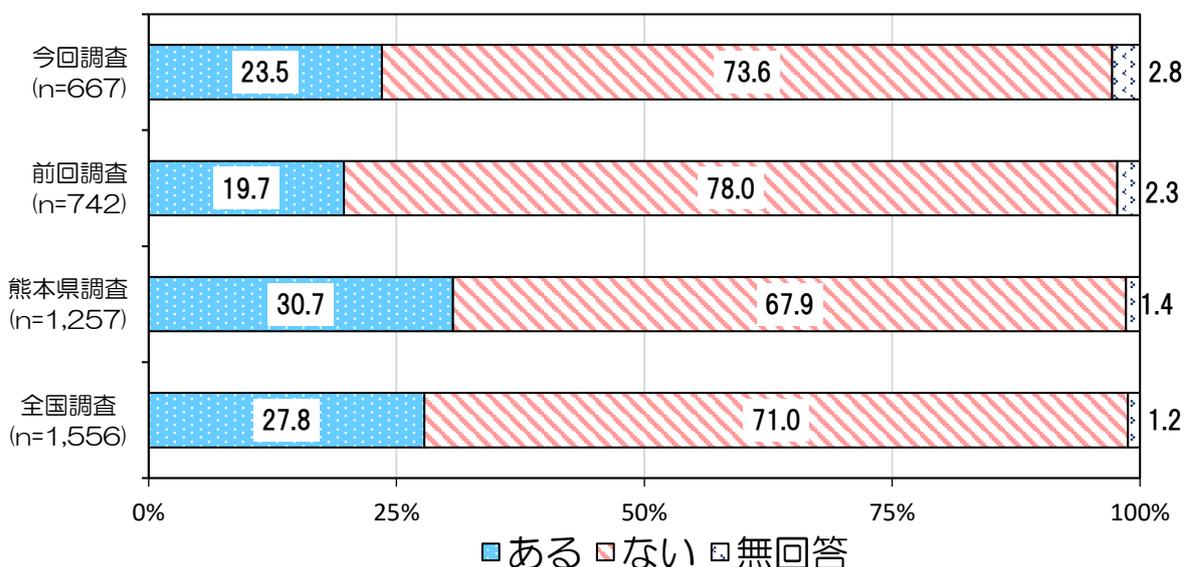
第3章 本市の人権をめぐる現状・課題

市民意識調査から、市民の人権に関する意識や実態は次のように示されます。

1 人権侵害について

「あなたは今までに自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか」の問いでは、「ある」23.5%（前回調査より3.8ポイント増加）に対して、感じたことが「ない」73.6%（同4.4ポイント減少）となりました。また、「熊本県調査」と比較すると、感じたことが「ある」は7.2ポイント少なく、感じたことが「ない」は5.7ポイント多くなりました。さらに、「全国調査」と比較すると、感じたことが「ある」は4.3ポイント少なく、感じたことが「ない」は2.6ポイント多くなりました。（図表1）

～図表1 あなたは今までに自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか～
【前回、熊本県、全国との比較】

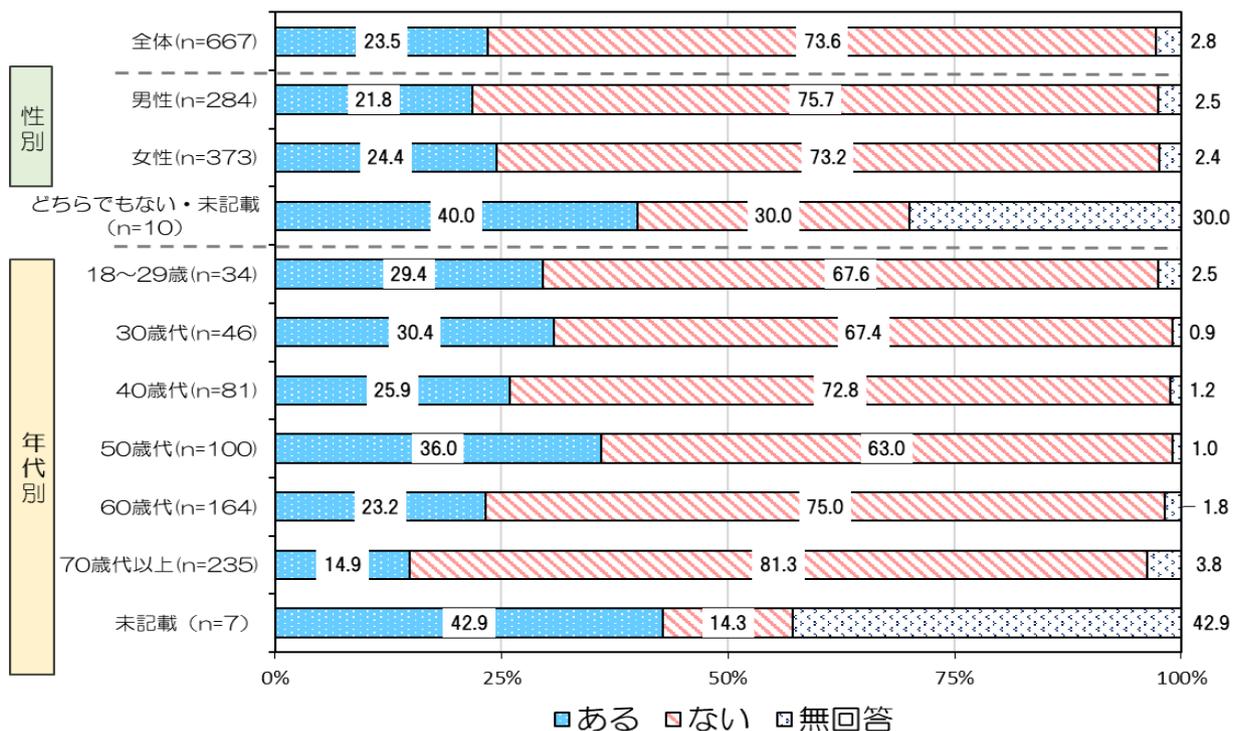


- ・前回調査は、山鹿市「人権教育・啓発及び男女共同参画に関する市民意識調査」（令和3年）から
- ・熊本県調査は、熊本県「人権に関する県民意識調査報告書」（令和6年）から
- ・全国調査は、内閣府「人権擁護に関する世論調査」（令和4年）から

今回の調査結果について、「性別」に見ると、感じたことが「ある」は「男性」21.8%、「女性」24.4%となり、「女性」が2.6ポイント多くなりました。また、「どちらでもない・未記載」について対象者は少ないものの、「ある」は40.0%となりました。

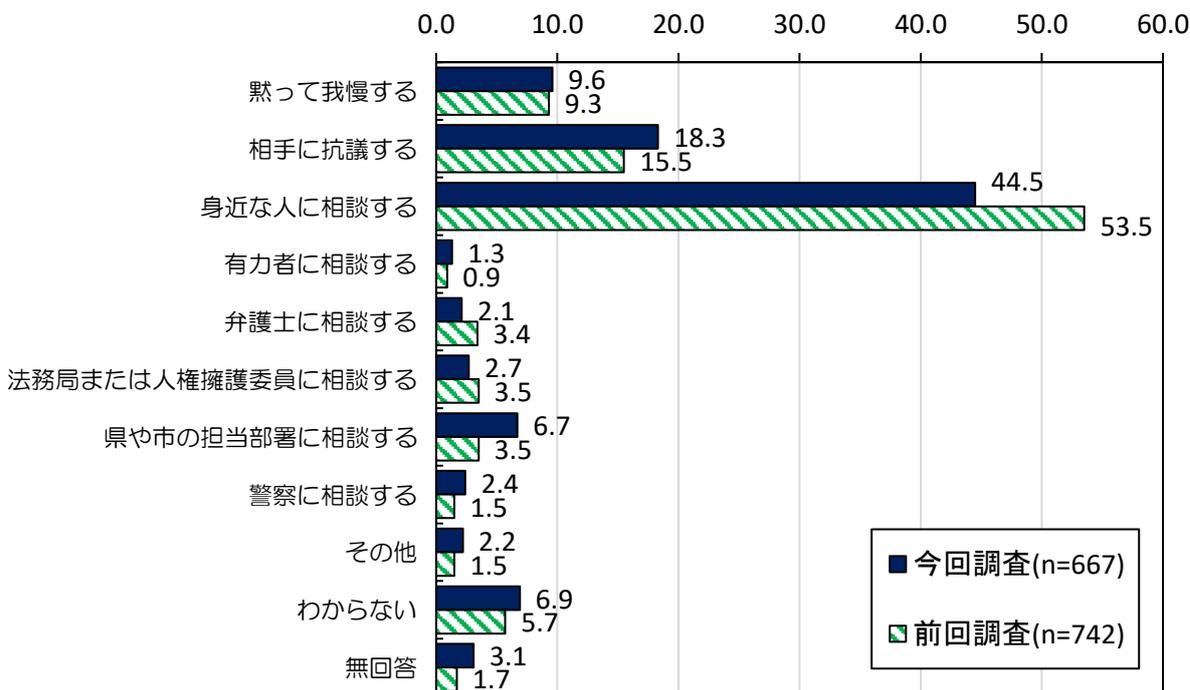
「年代別」に見ると、感じたことが「ある」は「未記載」を除くと「50歳代」が最も高く36.0%、次いで「30歳代」30.4%、「18～29歳」29.4%、「40歳代」25.9%、「60歳代」23.2%、「70歳代以上」14.9%の順となりました。（図表1付表1）

【図表 1 付表 1 全体／性別／年代別】



「もしあなたがご自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか」の問いでは、「身近な人に相談する」44.5%（前回調査より 9.0 ポイント減少）、「相手に抗議する」18.3%（同 2.8 ポイント増加）、「黙って我慢する」9.6%（同 0.3 ポイント増加）、「わからない」6.9%（同 1.2 ポイント増加）、「県や市の担当部署に相談する」6.7%（同 3.2 ポイント増加）、「法務局または人権擁護委員に相談する」2.7%（同 0.8 ポイント減少）、の順になりました。前回調査と比べて、具体的な選択項目の回答比率が増加した項目もあったものの、「無回答」と「わからない」の回答率は微増となりました。（図表 2）

～図表 2 もしあなたがご自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか～
【前回との比較】



「性別」を見ると、「女性」は「身近な人に相談する」が57.4%となり、「男性」28.9%より28.5ポイント多くなりました。一方、「男性」は「相手に抗議する」が26.4%となり、「女性」12.1%より14.3ポイント多くなりました。

「人権を侵害されたときの対応別」を見ると、「黙って我慢する」は「18～29歳」、「相手に抗議する」は「60歳代」、「有力者に相談する」は「40歳代」、「弁護士に相談する」は「50歳代」、「法務局または人権擁護委員に相談する」「県や市の担当部署に相談する」「警察に相談する」は「70歳代以上」の回答率が高くなっています。また、全ての年代において「身近な人に相談する」の回答率が最も高くなっています。（図表2付表1）

【図表2付表1 全体／性別／年代別】

	サンプル数	問9 人権を侵害されたときの対応											
		黙って我慢する	相手に抗議する	身近な人に相談する	有力者に相談する	弁護士に相談する	擁護委員または法務局または人権	に相談する	県や市の担当部署	警察に相談する	その他	わからない	無回答
全体	667	9.6	18.3	44.5	1.3	2.1	2.7	6.7	2.4	2.2	6.9	3.1	
性別	男性	284	10.9	26.4	28.9	2.1	3.5	4.2	7.4	4.2	2.8	7.4	2.1
	女性	373	8.6	12.1	57.4	0.8	1.1	1.6	6.4	1.1	1.9	6.2	2.9
	どちらでもない・未記載	10	10.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0
年代	18～29歳	34	23.5	5.9	52.9	2.9	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	0.0
	30歳代	46	8.7	17.4	54.3	2.2	0.0	0.0	4.3	0.0	2.2	6.5	4.3
	40歳代	81	12.3	19.8	48.1	3.7	2.5	0.0	1.2	0.0	1.2	7.4	3.7
	50歳代	100	9.0	20.0	45.0	2.0	5.0	1.0	1.0	2.0	3.0	10.0	2.0
	60歳代	164	11.0	20.1	42.7	0.6	2.4	3.7	9.1	3.0	2.4	2.4	2.4
	70歳代以上	235	6.0	17.9	42.6	0.4	0.9	4.7	11.1	3.8	2.6	7.2	3.0
	未記載	7	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9

(単位：%)

2 関心のある人権問題

「あなたは次のうちどの人権問題に関心がありますか」の問いでは、回答率が高い順に、「障がい者の人権」51.3%、「女性の人権」46.3%、「インターネットによる人権侵害」45.9%、「子どもの人権」45.7%、「高齢者の人権」43.2%、「犯罪被害者の人権」24.6%、「性的指向・性自認（LGBT^{*1}）に関する人権」23.7%、「部落差別（同和問題）」23.5%、「外国人の人権」19.0%、「水俣病をめぐる人権」18.9%、「感染症（新型コロナウイルス感染症等）をめぐる人権」18.6%、「災害と人権」17.5%、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」16.3%、の順となりました。

前回調査と比較して、回答率が特になくなったのが「高齢者の人権」（12.9ポイント増）でした。また、前回特になった「感染症（新型コロナウイルス感染症等）をめぐる人権」については、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたこともあってか26.8ポイント減となりました。

熊本県調査と比較すると、「女性の人権」0.9ポイント、「子どもの人権」4.0ポイント、「高齢者の人権」3.4ポイント、「障がい者の人権」4.3ポイント、「部落差別（同和問題）」4.2ポイント、「外国人の人権」2.9ポイント、「犯罪被害者等の人権」2.4ポイント、「性的指向・性自認（LGBT）に関する人権」4.1ポイント多くなりました。

全国調査と比較すると、以上の項目のほかに「ハンセン病回復者及びその家族の人権」の回答率が多くなりました。（図表3）

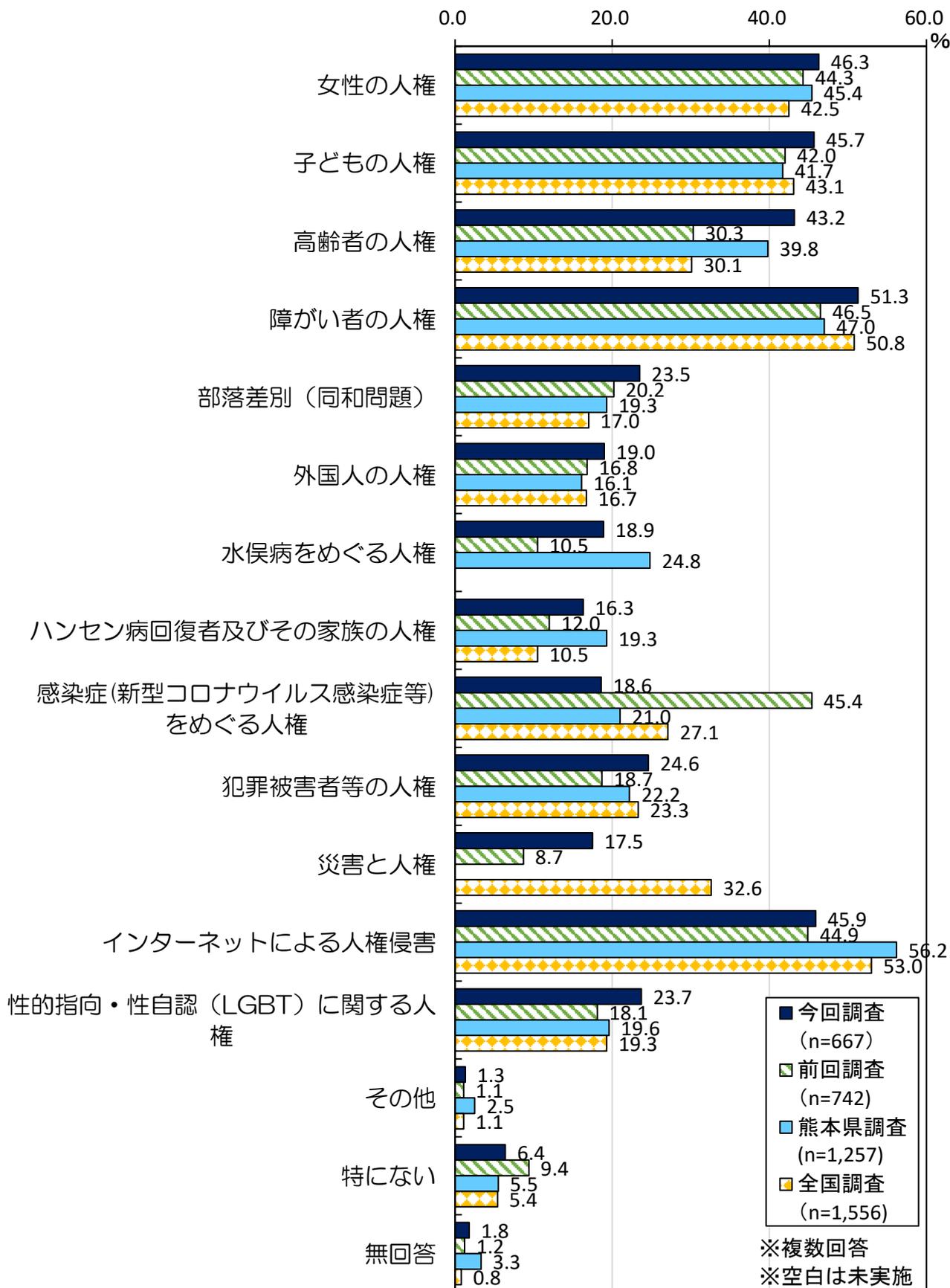
これらの結果から、関心の高い人権問題を講演会や研修会のテーマとして選定するなど、調査結果を今後の取組に反映させていくことが必要となってきます。

※1 LGBT：

L（レズビアン）G（ゲイ）B（バイセクシュアル）T（トランスジェンダー）の頭文字をとって組み合わせた性的マイノリティの総称の一つ。

～図表3 あなたは次のうちどの人権問題に関心がありますか～

【前回、熊本県、全国との比較】



「性別」を見ると、「男性」は「障がい者の人権」(52.5%)、「女性」は「女性の人権」(56.0%)の回答率が最も高くなりました。

「年代別」を見ると、「18～29歳」は同率で「子どもの人権・インターネットによる人権侵害・性的指向・性自認性(LGBT)に関する人権」、「30歳代」は「女性の人権」、「40歳代」は同率で「女性の人権・インターネットによる人権侵害」、「50歳代」は「インターネットによる人権侵害」、「60歳代」は「障がい者の人権」、「70歳代以上」は「高齢者の人権」の回答率が最も高くなっています。(図表3付表1)

【図表3付表1 全体／性別／年代別】

	サンプル数	問4 関心のある人権問題																
		女性の人権	子どもの人権	高齢者の人権	障がい者の人権	部落差別(同和問題)	外国人の人権	水俣病をめぐる人権	ハンセン病回復者及びその家族の人権	感染症(新型コロナウイルス感染症等)をめぐる人権	犯罪被害者等の人権	災害と人権	インターネットによる人権侵害	性的指向・性自認(LGBT)に関する人権	その他	特にない	無回答	
全体	667	46.3	45.7	43.2	51.3	23.5	19.0	18.9	16.3	18.6	24.6	17.5	45.9	23.7	1.3	6.4	1.8	
性別	男性	284	34.5	42.6	38.4	52.5	29.6	18.3	19.0	15.8	15.8	22.2	15.5	43.0	18.7	1.4	7.4	0.7
	女性	373	56.0	49.1	47.5	51.7	19.6	20.1	19.3	17.2	21.2	27.1	19.6	49.1	27.6	1.3	5.9	0.8
	どちらでもない	10	20.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	70.0
年代	18～29歳	34	41.2	44.1	14.7	26.5	5.9	11.8	8.8	5.9	5.9	26.5	20.6	44.1	44.1	0.0	5.9	0.0
	30歳代	46	60.9	56.5	26.1	47.8	23.9	19.6	10.9	8.7	13.0	19.6	21.7	56.5	34.8	0.0	10.9	0.0
	40歳代	81	49.4	48.1	30.9	45.7	23.5	21.0	14.8	11.1	21.0	21.0	9.9	49.4	32.1	0.0	3.7	0.0
	50歳代	100	58.0	52.0	41.0	59.0	28.0	25.0	16.0	16.0	20.0	27.0	20.0	60.0	30.0	2.0	3.0	0.0
	60歳代	164	54.9	54.3	51.8	62.2	28.7	25.0	23.8	24.4	19.5	27.4	12.2	36.6	18.3	3.0	6.7	1.2
	70歳代以上	235	34.0	35.7	50.6	48.1	21.3	13.2	21.7	16.2	20.0	24.3	15.7	33.6	12.8	1.3	8.1	1.3
	無記載	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

(単位：%)

3 人権教育・啓発の現状と課題

市民意識調査の結果より、本市における人権課題ごとの現状について明らかにします。

女性の人権

女性の人権については、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※2}、性犯罪などが大きな社会問題となっています。これら女性に対する暴力や人権侵害をはじめ女性の人権に関する様々な問題は、性差別意識や固定的な性別役割分担意識が要因の一つといわれています。本市においては、2006年（平成18年）制定の「山鹿市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

市民意識調査の結果より、女性に関して起きていると思う人権問題について、「セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）」と回答した割合が45%を超え、次いで「職場における差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメント^{※3}等）」が44%を超えました。前回の回答で一番多かった「男女の固定的な役割分担意識（男は仕事、女は家庭など）に基づく差別的取り扱い」と回答した割合は42.7%と、前回の調査より8.4ポイント減少しているものの、男女の役割を固定的に捉える意識が社会に依然として根強く残っていることがうかがえます。次いで、「ドメスティック・バイオレンス」の順に回答率が高くなっています。このように女性に関する人権問題について問題意識を持っている市民が多いことから、今後も引き続き性別による障壁をなくすための取組を行っていくことが必要です。

また、「問題ない」と回答した割合は、前回に比べると1.8ポイント減少していますが、若年層に比べて、40歳代が6.2%、70歳代以上は6.8%と高い結果となり、年代ごとに女性の人権に関する問題意識に差があることがうかがえます。これらは、男女共同参画等に関する教育啓発の時代的背景が関係している可能性があります。年代ごとに意識に差があることを考慮の上、正しい理解を深めるための啓発方法及び内容を検討することが重要です。

※2 ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence/DV）：

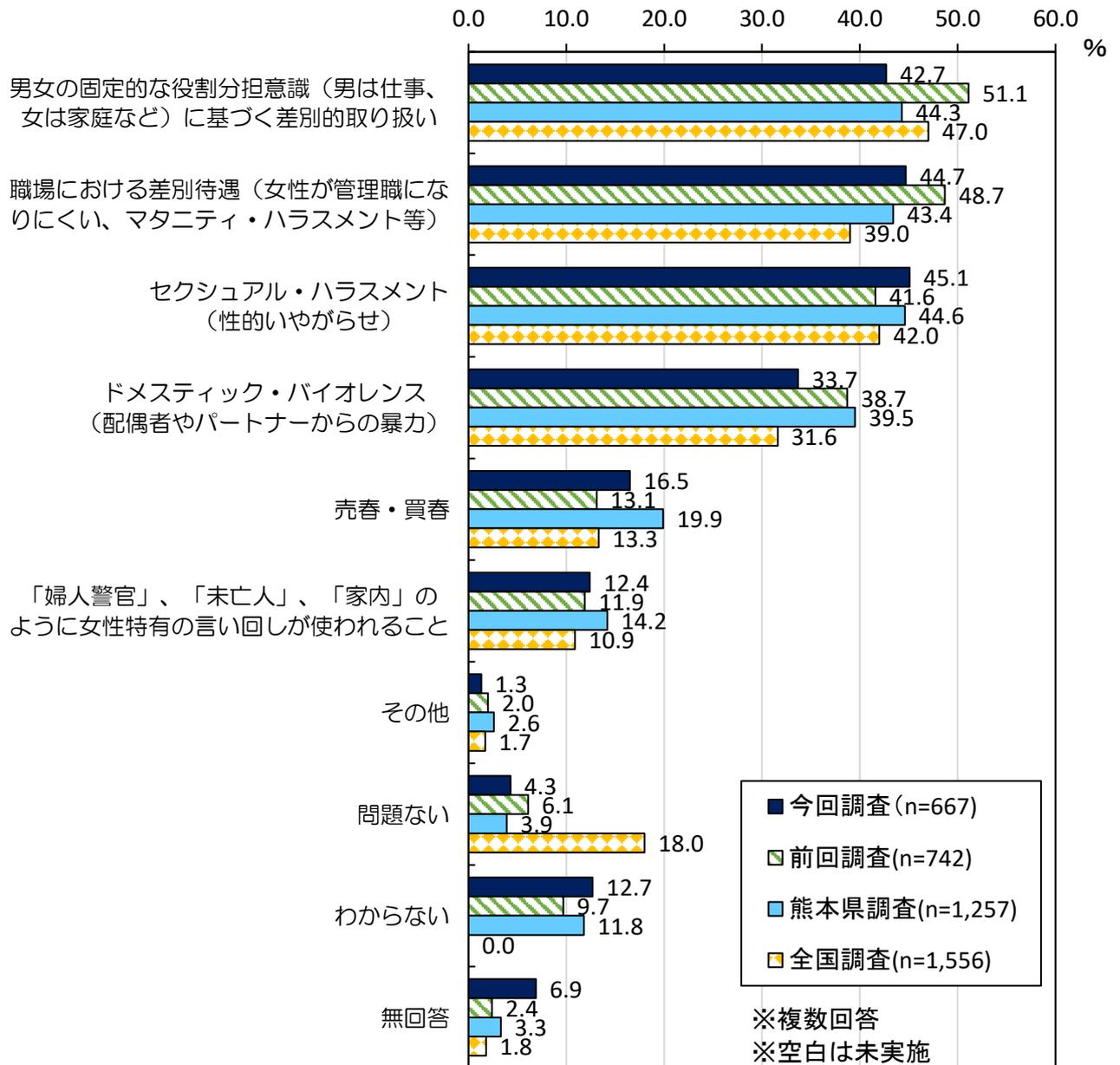
日本語に直訳すると「家庭内暴力」となり、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。

※3 マタニティ・ハラスメント：

職場等において妊婦や出産経験者に対して行われる精神的、身体的ないやがらせ。

～図表4 女性の人権について、おたずねします。現在、女性の人権に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか～

【前回、熊本県、全国との比較】



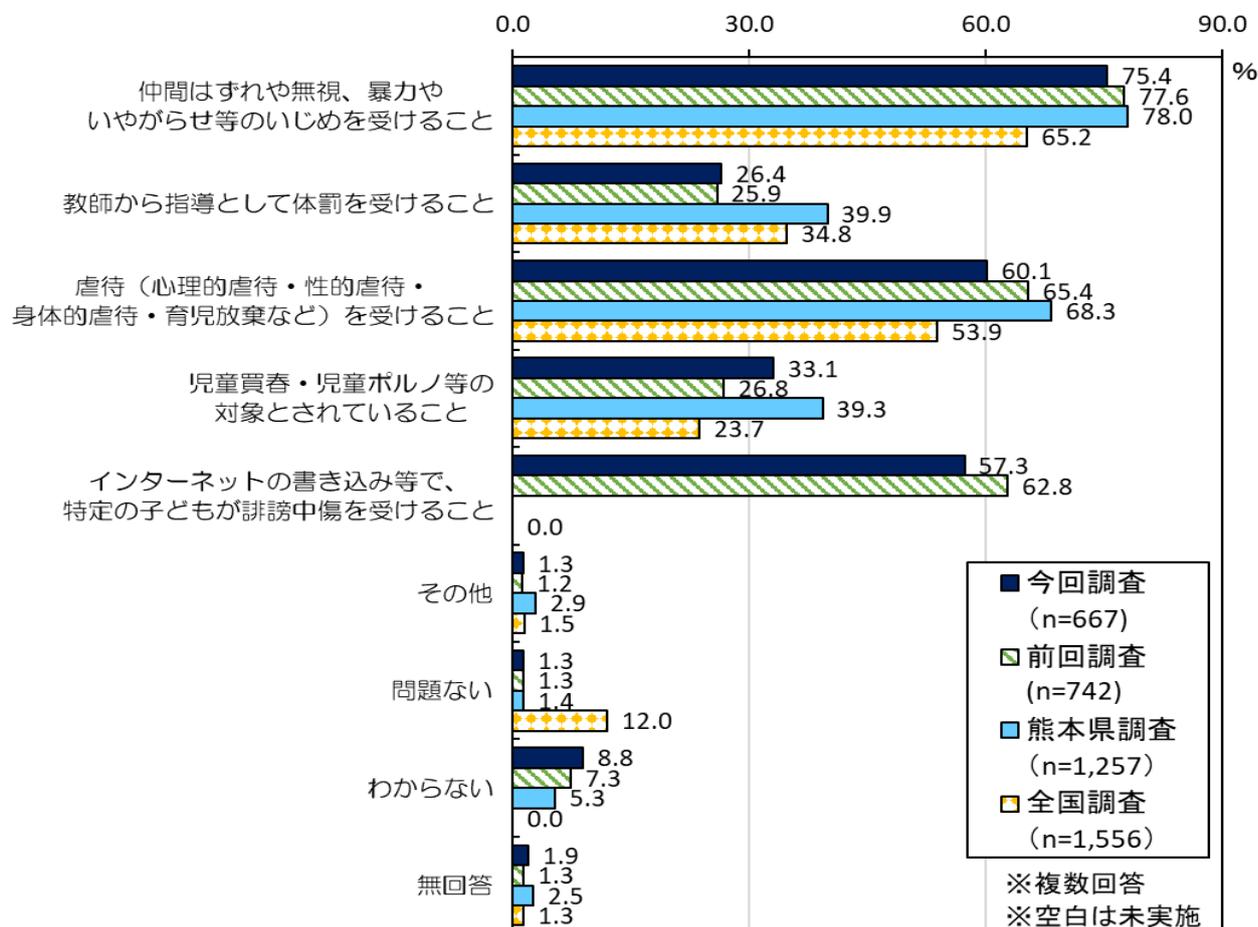
子どもの人権

少子化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域におけるつながりの希薄化が進行していると指摘されています。このような中、乳幼児、児童の虐待が大きな社会問題となっています。これらは世代間の知識・知恵の継承や子育てを助け合う機会が減少し、保護者の育児不安や育児ストレスが増大していることが背景にあると考えられます。精神的に余裕のある子育てがしづらいなど、子どもを一人の人間、個人として尊重することが難しい現状があります。また、学校におけるいじめ問題も重要な課題となっており、相談体制の整備や取組の強化が求められています。

市民意識調査の結果では、子どもに関して起きていると思う人権問題について、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせ等のいじめを受けること」と回答した割合が今回も7割を超えました。次いで「虐待（心理的虐待・性的虐待・身体的虐待・育児放棄など）を受けること」、「インターネットの書き込み等で、特定の子どもが誹謗中傷を受けること」の順に回答率が高く、いずれも高い回答率となりました。また、年代別にみてもすべての年代で「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせ等のいじめを受けること」の回答率が一番となっており、全世代での問題意識が高いことがわかります。

子どもは大人に比べて社会的に弱い立場にあり、人権を侵害されやすいため、社会的に保護されなければなりません。児童虐待の通告義務があることなどの啓発や、福祉・医療・教育・警察など関係機関との連携を強化することが必要になってきます。また、いじめ問題に対する教職員の相談技能向上を目的とした研修、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザーの配置等さらなる支援体制の強化により、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させることが重要です。

～図表5 子どもの人権について、おたすねします。現在、子どもの人権に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか～ 【前回、熊本県、全国との比較】



高齢者の人権

現在、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は、約39.3%（令和7年3月末現在の住民基本台帳より）であり、今後も高齢化が進展すると予測されています。

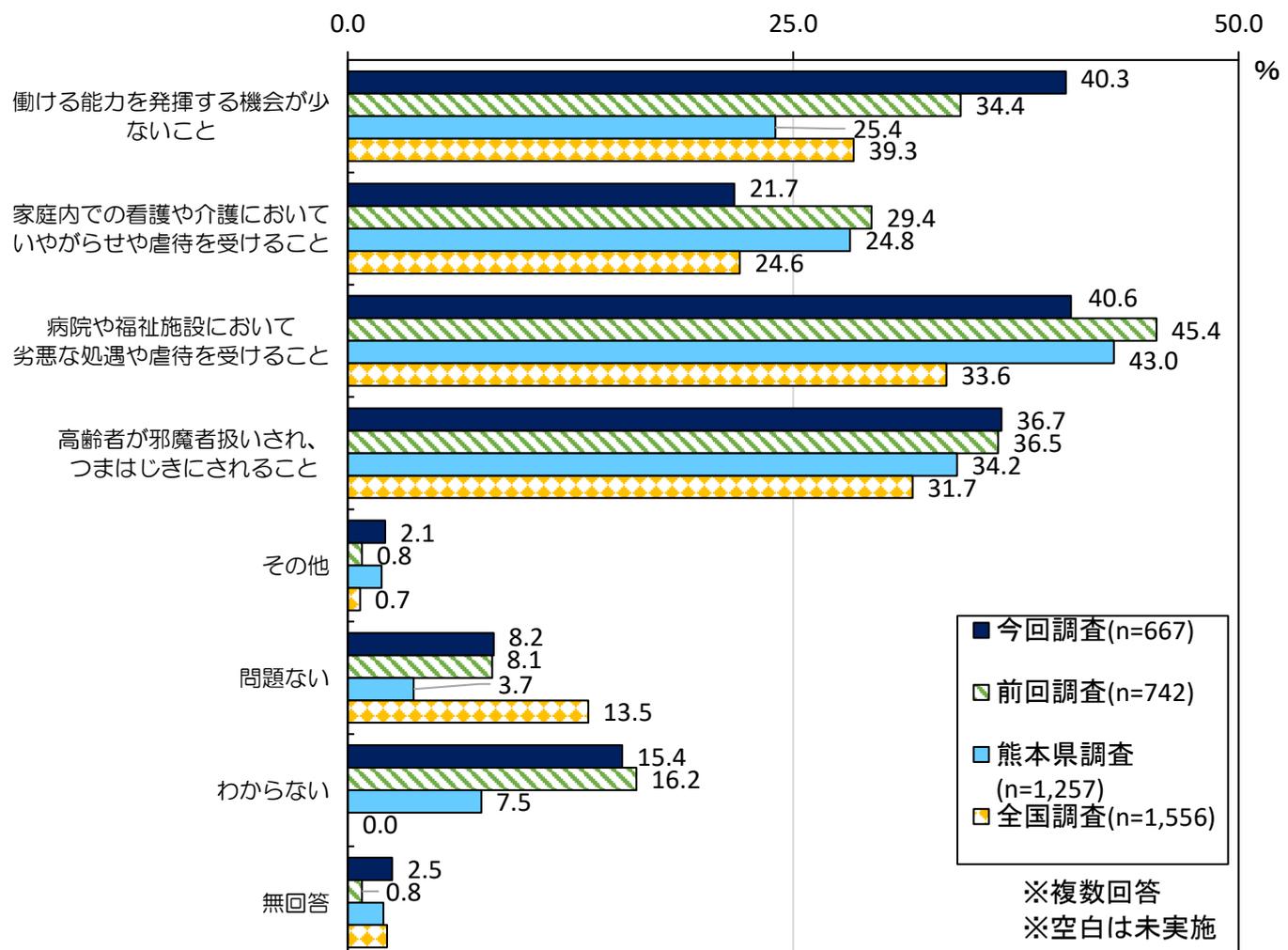
家庭や高齢者施設等における高齢者虐待、身体的機能や判断能力が低下した高齢者への金銭詐欺、悪徳商法による違法な契約等、高齢者に対する権利侵害が大きな社会問題となっています。

市民意識調査では、高齢者に関して起こっていると思う人権問題について、「病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」と回答した人が最も多くなりました。次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」、「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」、「家庭内での看護や介護においていやがらせや虐待を受けること」等の人権問題が生じているとの回答がありました。高齢者に関して、特に介護（認知症等）に関する正しい理解とその浸透を図るための啓発活動等を通じて、高齢者の人権と権利を確保する取組を行うことが重要になってきます。また、人権侵害にあった際の対応について、「身近な人に相談する」という項目は、全世代で回答率は高いものの年代が上がるにつれて少しずつポイントが減少しています。

地域全体で高齢者を支える社会づくりを進め、高齢者が社会を構成する大切な一員として安心して生き生きと暮らすことができる、長寿社会にふさわしい人権意識を醸成していくことが重要です。

～図表6 高齢者の人権について、おたずねします。現在、高齢者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか～

【前回、熊本県、全国との比較】



障がい者の人権

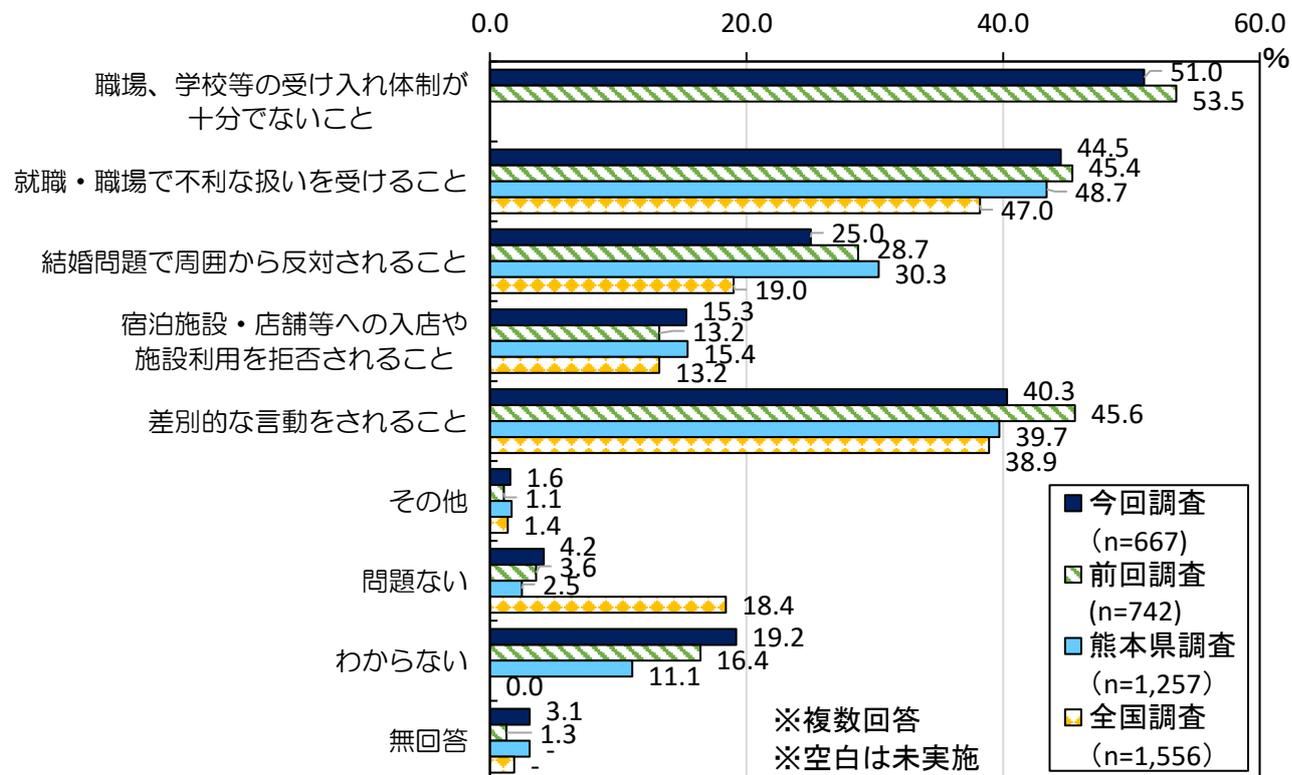
2021年（令和3年）に「障害者差別解消法」が改正され、2024年（令和6年）4月1日には「合理的配慮の提供」が行政機関からすべての事業者に拡大され、民間事業者の努力義務についても義務化されました。その内容は、障害のある方が社会生活を送る上で障壁（バリア）となっているものを取り除くために、個別の状況に応じて必要かつ合理的な範囲で対応することです。しかし、事業者にとって「負担が重すぎない範囲」での対応とされており、もし負担が重すぎる場合は、その理由を説明し、別の代替案を提案するなど、建設的対話に努めることが重要とされています。

市民意識調査では、様々な人権問題の中で「障がい者の人権」について関心があると回答した人が今回も最も多い結果となりました。また、障がい者に関して起きていると思う人権問題について、「職場、学校等の受け入れ体制が十分でないこと」の回答率が51%と最も高く、次いで、「就職・職場で不利な扱いを受けること」と「差別的な言動をされること」の順と前回から逆転しました。

障がい者に関して、誤解や偏見をなくすためには、障がい者にかかわる人や市民に対し、障がいや障がい者に関する正しい知識を普及させ、ノーマライゼーション※4の一層の浸透を図ることが求められています。障がい者の自立と社会参加の促進のため、相談体制の充実やあらゆる場での教育啓発・活動を行っていくことが重要です。

～図表7 障がい者の人権について、おたずねします。現在、障がい者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか～

【前回、熊本県、全国との比較】



※4 ノーマライゼーション：

障がいのある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会を目指す理念。

部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。今もなお、差別発言や差別待遇等の事案が存在するほか、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みが行われる事案も発生しており、部落差別（同和問題）の多様化が進んでいます。

これらのことから、国は、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定し、熊本県でも、2020年（令和2年）に「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。

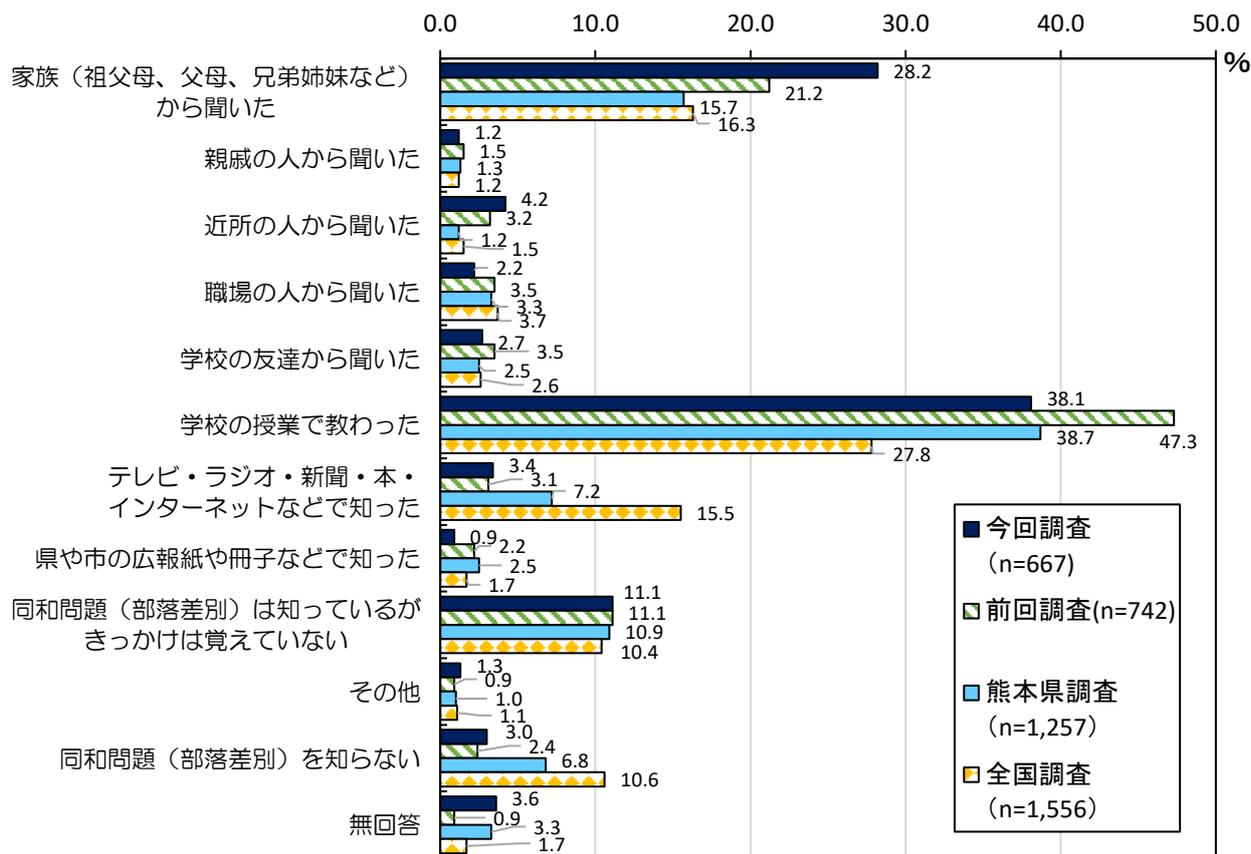
「部落差別（同和問題）について初めて知ったきっかけは何ですか」の問いでは、「学校の授業で教わった」38.1%（前回調査より9.2ポイント減）、「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）から聞いた」28.2%（前回調査より7.0ポイント増）の順になりました。これらから、部落差別（同和問題）を知るきっかけとなる最初の場面での学習、研修内容が極めて重要です。また、そのような場面で、正しい知識を身につけるとともに、日常生活において差別に気づき、差別をなくすための具体的な行動を起こすことができるような人権感覚を身につける学習が重要です。

さらに、部落差別（同和問題）に関して起きていると思う人権問題について、「わからない」の回答が前回調査よりも6.9ポイント増加していることから、問題意識または当事者意識の低下が伺えます。今後、法令の周知とともにすべての市民が部落差別（同和問題）について、当事者意識を持って考えていくような取組が必要になってきます。そのために、多くの市民が参加できるよう、あらゆる場において学習機会を提供し、新たな気づきを与えるような参加意義のある内容とするための工夫等を行っていくことが課題になります。

また、「あなたのお子さんの結婚相手が同和地区出身の人だということがわかった場合どうするか」との問いに対し、「子どもの意思を尊重する」と回答した割合は前回調査からほぼ変わりません。しかし、いまだに「親として反対する」という差別容認意識は根強く残っており、特に、60歳代、70歳以上の約20～30%がそう回答しています。年代ごとに意識の差があることから、年代に合わせた方法や内容等を工夫しながら、正しい理解を深めるための啓発活動を行っていくことが重要です。

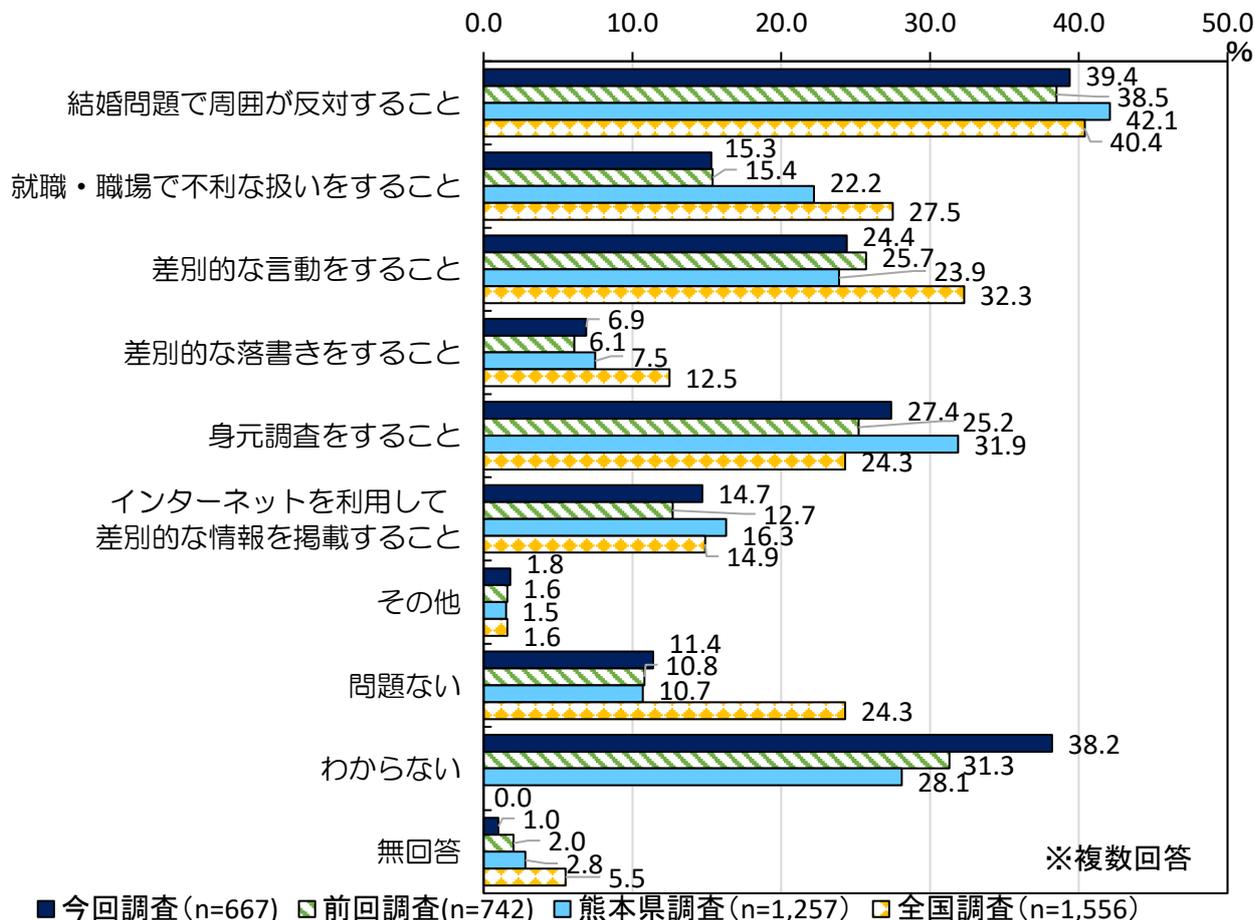
～図表8 あなたが同和問題（部落差別）について初めて知ったきっかけは何ですか～

【前回、熊本県、全国との比較】



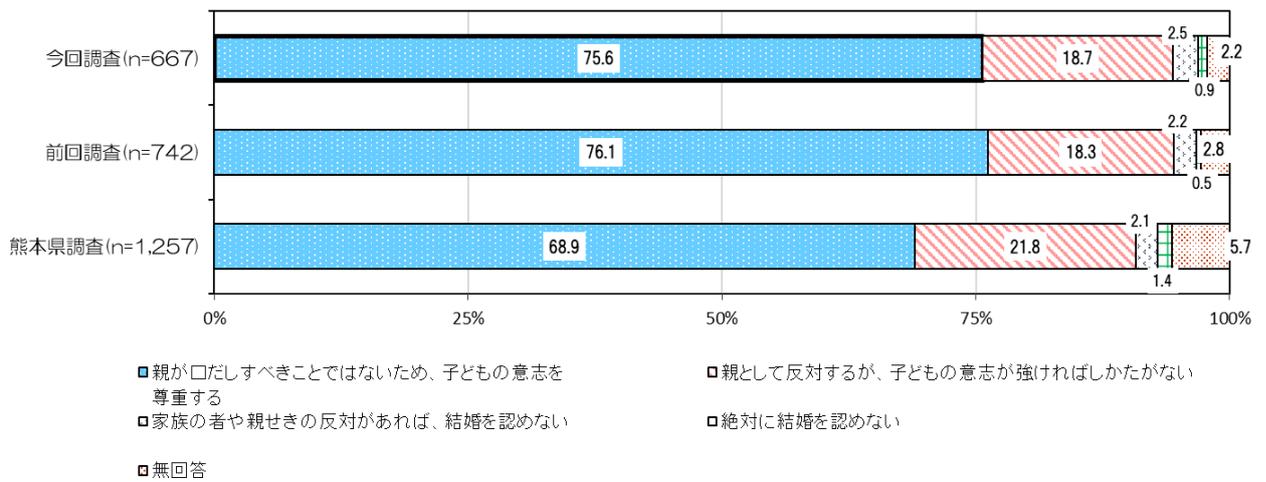
～図表9 あなたは同和問題（部落差別）に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか～

【前回、熊本県、全国との比較】

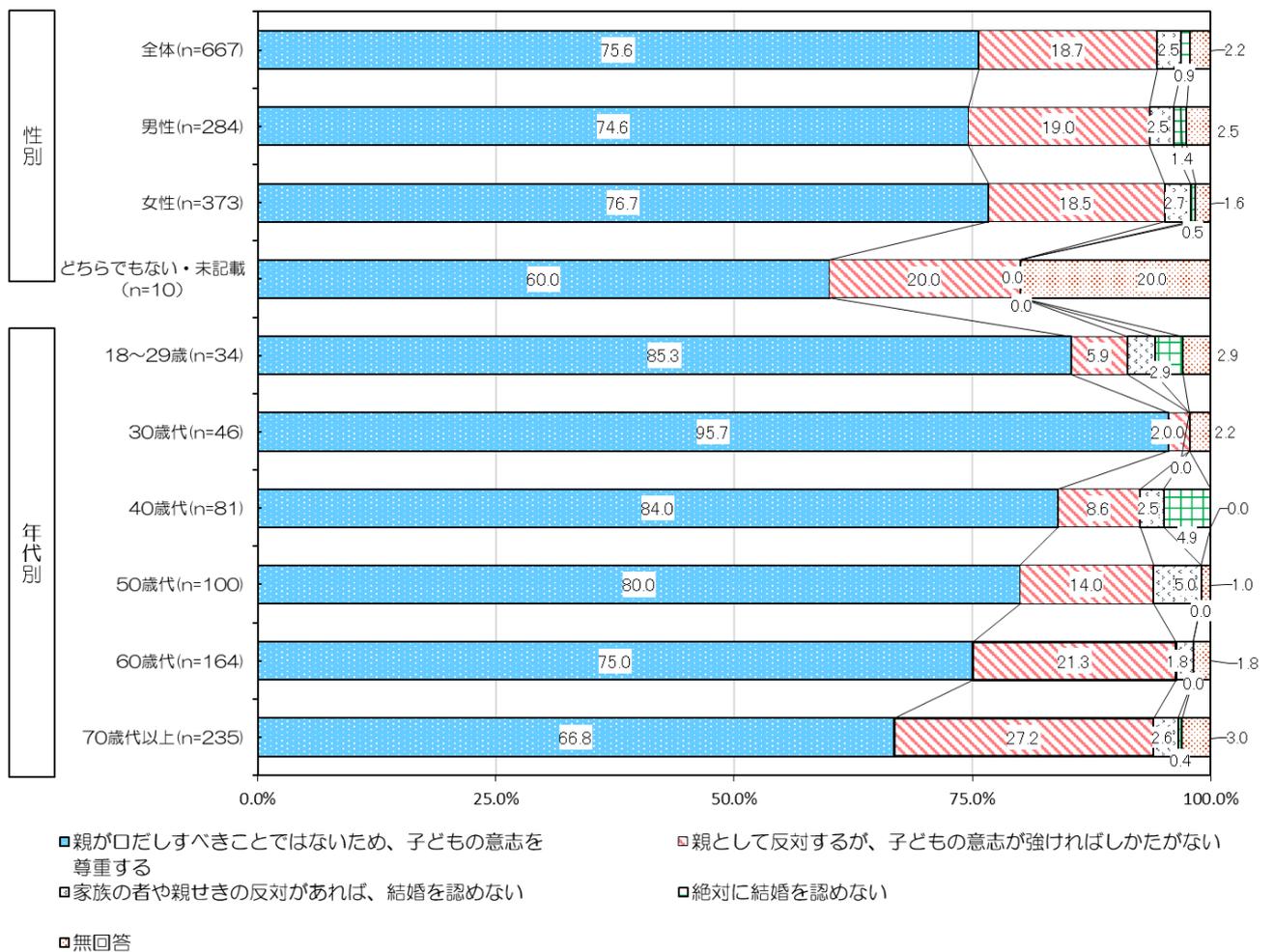


～図表 10 仮に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区出身の人だということがわかった場合、あなたはどうしますか～

【前回、熊本県との比較】



【図表 10 付表 1 全体／性別／年代別】

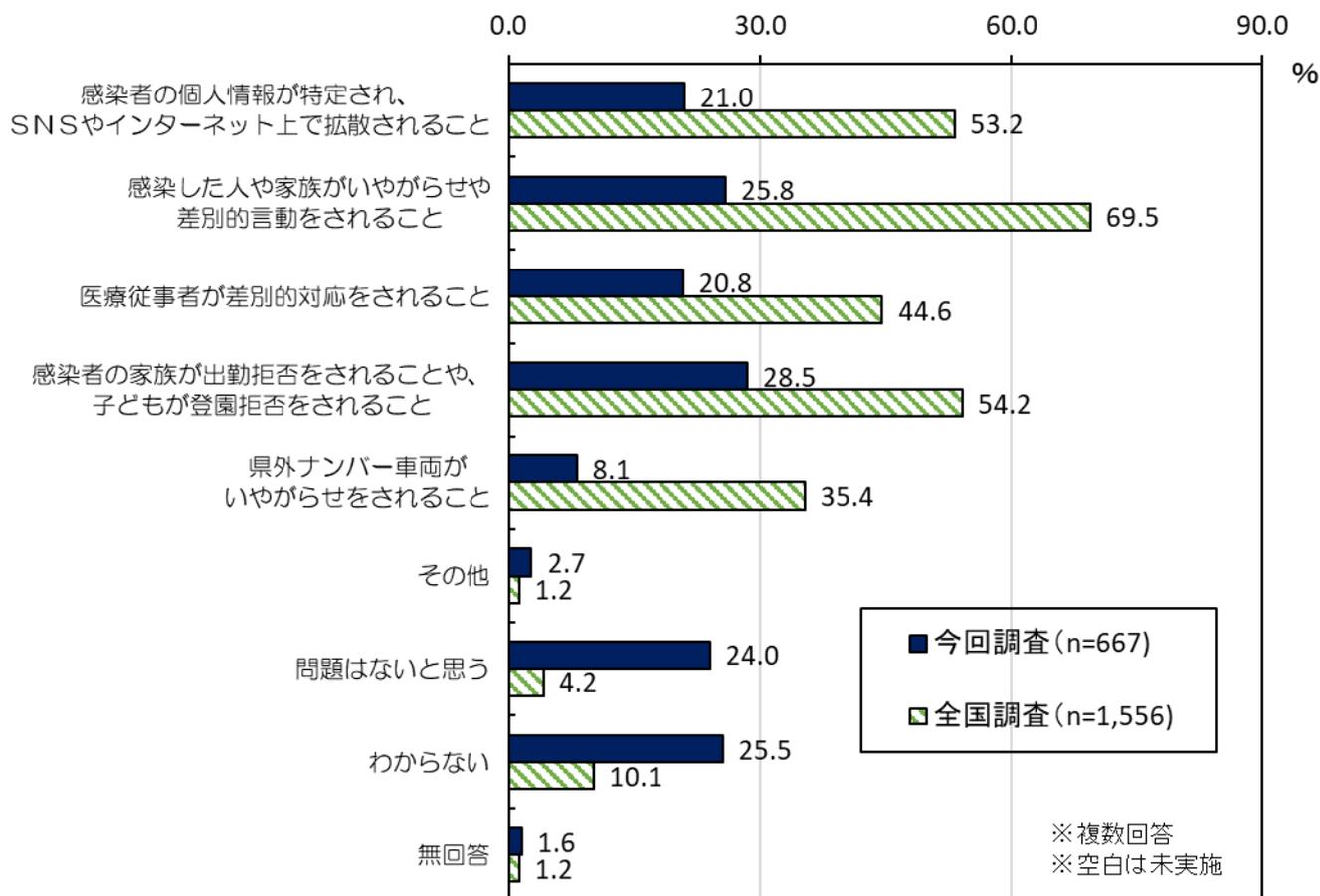


感染症（新型コロナウイルス感染症等）をめぐる人権

新型コロナウイルス感染症が、2020年（令和2年）、世界的に拡大し、日本においても感染者やその家族、医療従事者に対する差別的言動等が社会問題となっています。2021年（令和3年）には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見を防止するための規定が設けられました。

市民意識調査では、前回は4割以上の市民が「感染症（新型コロナウイルス感染症等）をめぐる人権」に関心を持っており、身近な人権問題の一つになっていることがわかります。令和5年5月8日に感染力や重篤性を鑑み5類感染症になり、通常的生活に近づいてきたことで、関心がある人権問題の項目では20%を下回る結果となりました。内訳をみても「問題ないと思う」、「わからない」と回答した割合が約25%になっています。しかしながら、パンデミック時の人権侵害や差別が起きたことを重く受け止め、これを風化させることなく、今後も広く病や感染症をめぐる人権問題について啓発を進めていく必要があります。

～図表11 感染症（新型コロナウイルス感染症等）をめぐる人権について、おたずねします。現在、どのような人権問題が起きていると思いますか～



※5 SNS：

ソーシャルネットワーキングサービスの略。

インターネットによる人権侵害

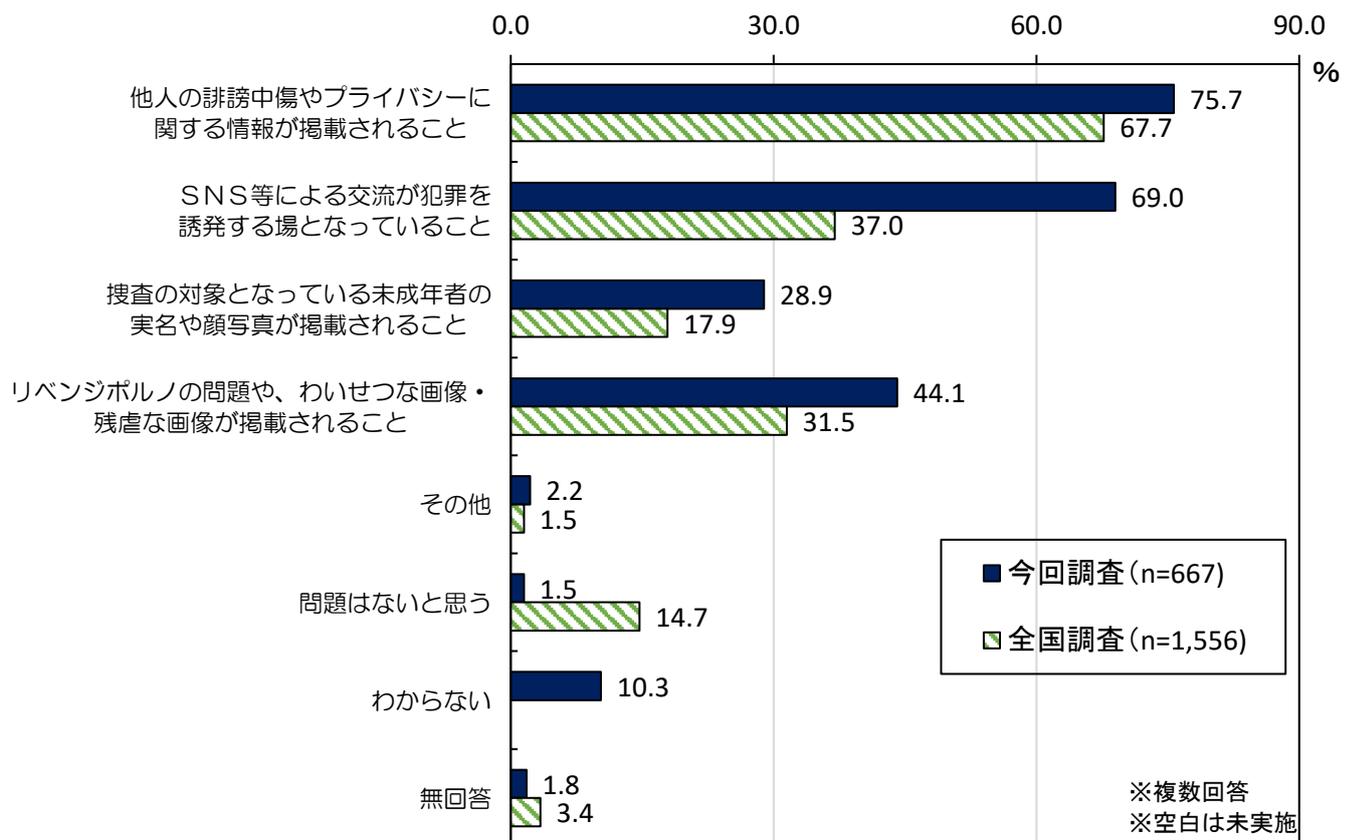
近年、インターネットや SNS の急速な普及は、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に入手し、利用できることなどの利便性をもたらす一方で、差別的書き込みや個人情報の不正な取り扱い、信用情報等の流出、出会い系サイトに関するトラブル等を引き起こしています。

市民意識調査では、インターネットによる人権侵害について起きていると思う人権問題について、約 75%が「他人の誹謗中傷やプライバシーに関する情報が掲載されること」と回答しています。その他の項目についても回答率は 28%を超えており、インターネットによる人権侵害に問題意識が高いことがわかります。

今後も利用者一人一人が情報モラルについて正しい理解と認識を深めるとともに、正しい情報を見極める力（情報リテラシー）を高めていくための啓発活動の推進が必要になってきます。また、あわせて、正しい利用法や犯罪に巻き込まれないための対処法等も学んでいく必要があります。

～図表 12 インターネットによる人権侵害について、おたずねします。現在、インターネットによる人権侵害に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか～

【全国との比較】



第4章 人権教育・啓発の施策の方向

第2章で述べたような理念の実現のため、第3章で示した現状・課題を踏まえ、以下のような方向性をもって施策に取り組んでいきます。

1 人権教育

(1) 就学前教育

幼稚園・保育園・認定こども園等の就学前教育は、人や物、自然とのふれあいや様々な遊びを通して、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身に付けるなど、人格形成の基礎を確立するうえで極めて重要な役割を担っています。これらのことから、幼稚園・保育園・認定こども園等では、地域の自然や様々な人とふれあう体験を通して、共に生きる（共生）力を培い、豊かな感性を育む教育を計画・実践し、人権を大切にする心を育てる就学前教育に努めます。また、経験年数による研修の体系化や、園内研修と行政等が実施する研修の組み合わせによる一体的な研修の工夫で、職員自身の資質や指導力の向上に努めていきます。

(2) 学校教育

学校教育は、児童生徒一人一人の人権が守られた環境の中で、その発達段階や理解度に応じ、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図る必要があります。

校長のリーダーシップのもと、まず教職員が部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権問題の解決を自らの課題として捉えるとともに、人権を尊重する主体として、共に基礎力の向上が図れるような教育実践に努めます。また、教科等指導や生徒指導、学級経営等あらゆる教育活動を通じて、自分とともに他者の人権も大切にする豊かな感性や主体的な行動力を持った子どもの育成及び進路保障の観点から一人一人の学力保障と中高連携の充実に努めます。

さらに、いじめや不登校などの解消や未然防止のため、教職員の相談技能の向上を目指した研修、子ども・保護者・教職員の相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザーの配置、子どもについての相談や教職員の研修に対する専門家の派遣等を通じて、指導・支援体制の充実を図ります。

そして、児童生徒がさらに豊かな人権感覚を育てていくために、学校、家庭、地域社会が共に子どもを育てていくという視点で、それぞれの役割を効果的に果たせるよう、家庭・地域への積極的な啓発と連携に努めます。

(3) 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を見据え、市民一人一人が自発的に学習できるよう、社会教育施設を中心とした人権に関する学習環境の整備が求められます。

生涯学習の拠点となる公民館をはじめとする社会教育施設等では、市民の様々な学習要求に対応した活動が行われています。これらの活動を学習の機会として捉え、人権意識の高揚と人権感覚の育成につなげていきます。

また、社会教育関係団体においては、人権問題を身近な問題として捉えるため、人権教育・啓発に関する大会や研修会への参加を促します。

そして、家庭教育は、「思いやりや生命を大切に作る心」など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っているため、保護者と子どもが共に人権感覚を養うことができるような学習機会の確保や情報の提供などを行い、家庭教育の支援に努めます。さらに、学校教育との連携を図り、子どもと保護者・地域等と一緒にボランティア活動・自然体験活動などの多様な体験活動に取り組むことで、地域コミュニティの活性化を図るとともに、互いに人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

2 人権啓発

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法は、研修や広報活動、情報提供など多岐にわたりますが、その目的は、市民一人一人が人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そうした認識が、日常生活において自らの態度や行動に現れるようにすることです。

啓発に当たっては、市民一人一人が自立し、自己実現や幸福追求が図られるようにその自主性を最大限に尊重するとともに、市民の間に、人権の考え方や人権問題の捉え方について多様な意見があることを理解した上で、異なる意見に対しても寛容で自由な意見交換ができるような環境づくりを進めていきます。

さらに、啓発の効果を高めるため、市民から幅広く理解と共感を得られる啓発内容や方法を工夫していきます。

(1) 内容

① 人権問題に対する正しい理解と認識

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「女性の人権」「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「なぜそのような人権問題が生じてきたのか」「具体的には何が問題となっているのか」という現状・課題が、市民に正しく理解・認識されるように、広報等を活用するなどあらゆる機会を通して啓発に取り組みます。

② 生命や尊厳、個性の尊重

昨今の社会状況を見ると、児童虐待やドメスティック・バイオレンス、インターネット上での差別的な情報の掲示、近隣者間でのトラブル、様々なハラスメントなど、日常生活の様々な場面において深刻な人権問題が多発しています。その背景には、人の生命や人格を尊重する意識の希薄化がその要因としてあげられます。

一人一人が生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分と同様、他人もかけがえのない存在であり、それぞれが独立した人格と尊厳を持った人間であるということが実感できるような啓発を進めていきます。また、噂や世間体、予断と偏見等に惑わされることなく、一人一人が異なる考え方や価値観を持った存在であることを認めた上で、それぞれの個性を尊重できるような啓発を進めていきます。

③ 日常生活における態度や行動への発現

一人一人がかけがえのない存在であり、人間として尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現につなげることはできません。

様々な人権問題を自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実践できるような啓発を進めていきます。

(2) 方法

① 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階や理解度に合わせた内容や表現を創意工夫し、様々な機会を捉えた啓発活動を進めます。

② 情報メディア等を活用した啓発

各種情報メディアを通じた情報発信は、市民が身近に自宅等において情報に触れることができ、また、幅広く啓発を行うことができるという点で非常に効果的です。このため、広報誌やチラシ、ホームページ、やまがメイト等による周知など、それぞれの性質を考慮しながら、広く市民にイベントや講演会等への参加の呼びかけを図ります。

③ 具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、これまでに発生した差別事象や児童虐待事実など具体的な事例を取り上げることも有効です。単に「現状はこうなっています」ということや「こういう課題があります」ということを発信するだけでは、受け取り手の心に響きにくく、他人事として受け止められてしまう懸念があります。そこで、実際に発生した事例を題材にして意見交換を行う等、具体的なイメージを持たせ、自らの問題として捉えやすくなるような啓発活動を進めていきます。

④ 参加体験型の啓発

市民自らが人権について考え、人権の意義や人権尊重の理念についての認識が日常生活における態度や行動に現れるようにするため、参加者同士の相互交流の中で新たな課題を発見していけるような、主体的に参加できるワークショップなどの参加体験型の研修等を実施していきます。

⑤ 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がい者、外国人を含めすべての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、高齢者・障がい者施設等との交

流や、ボランティア活動など、市民が自発的・主体的に活動できる機会の提供に努めていきます。

第5章 具体的な取組

1 実施主体ごとの具体的な取組

人権教育・啓発を進める上では、行政をはじめ、教育、地域社会、医療、福祉・介護、産業経済など、市民生活に深く関わる職業に従事する人たちに対する研修等が重要です。また、さらなる人権教育・啓発の推進のためには、市民と協働した取組が不可欠です。

ここでは、行政（市役所）、園・学校、地域・家庭（社会教育）、民間ごとの役割や具体的な取組の内容について示すこととします。

なお、ここで示す「具体的な取組」は活動の目安であり、市民のニーズや社会状況の変化、人権教育・啓発の活動を行う場所や機会、参加者個々のライフスタイル、年齢層等に応じた効果的な内容や方法を工夫しながら実施していきます。

（1）行政（市役所）

市職員は、全体の奉仕者たる公務員として、住民福祉の向上のために質の高い行政サービスを提供する責務があります。特に、基本的人権の尊重は公務遂行の根幹をなすものであり、人権に関する正しい知識を習得し、人権意識・人権感覚を磨くことにより、市民一人一人の人権が尊重される行政施策を実行できる能力を身につけなければなりません。これらのことから、市職員に対する人権に関する研修を充実させていきます。

また、人権に関する相談も多様化・複雑化しており、市民が安心して生き生きとした暮らしができるよう、関係部署や専門機関との連携強化、気軽に相談できる窓口の周知などに取り組むことで、相談体制の充実を図ります。

加えて、相談内容の解決に向けた支援体制の強化についても、今後検討を行っていきます。

さらに、市民のニーズや社会状況の変化等を踏まえながら、すべての人が生きやすい社会の実現のため、条例や制度の整備についても取り組んでいきます。

（2）園・学校

保育・教育現場における人権教育の意義は、次代を担う子どもたちの人権意識や人権感覚を身につけさせることにあります。そのためには、保育士・教職員等自身が部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権問題について基本的認識を確立するとともに、子どもの人権を擁護する資質や能力を体得するための研修の場が必要です。

具体的には、研修機会の提供や受講環境の整備はもちろん、経験や職種に応じた研修、指導力や問題解決能力の向上のための研修などに取り組めます。

（3）地域・家庭（社会教育）

私たちは、地域社会や家庭で多くの時間を過ごしており、これらの環境は、一人一人の人権意識や人権感覚に大きく影響を与えているといわれています。心豊かな人権尊重の精神を育むためには、乳幼児の時から家庭、その家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。

そのため、様々な年代層の特性に応じて、人権意識の向上を図るための学習機会の充実にも努めます。

(4) 民間

企業等には、雇用機会の均等を保障した公正な採用選考の実施とともに、配置、賃金、昇格などのあらゆる面で人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められており、従業員についても顧客に対して人権に配慮した対応を行うことが求められています。

また、医療・福祉施設等では、サービスの内容が人の生命や健康に関わるため、利用者に対する公正・公平な対応などきめ細やかな配慮が求められています。

このため、従業員等に対して業務スキル向上のための教育を行うとともに、ハラスメント防止等をはじめ人権に関する教育啓発プログラムを職場研修に組み込むなど、職場単位で人権意識の向上に努めてもらうよう促していきます。

主体	事業名	取組と期待される効果	担当課
行政 (市役所)	職員研修	〈取組内容〉	人権啓発課 総務課
		人権に関する各種研修会の開催や講演会等へ参加を促す。	
		〈期待される効果〉	
		市職員一人一人の人権意識が高揚し、各課が行う施策へと反映されることで、市全体の人権尊重の精神が涵養される。	
	相談体制の充実	〈取組内容〉	人権啓発課 関係課
		あらゆる人権に関する相談に対応するために、隣保館や人権啓発課が身近な窓口となり、相談対応の資質・能力を高めるための研修会の開催や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図る。あわせて、各人権課題に対応した相談窓口のさらなる広報に努める。	
		〈期待される効果〉	
		人権侵害を受けた際に相談から救済まで、適切な対応がなされ、迅速に解決する。	
	情報提供・情報発信	〈取組内容〉	人権啓発課
		広報、山鹿市ホームページ、やまがメイト等あらゆる媒体を活用し、人権に関する情報を発信する。	
		〈期待される効果〉	
		市民が人権に関する正しい知識を獲得し、また各種研修会、講座へ参加することで、市民の人権意識が高揚する。	
指導者養成	〈取組内容〉	人権啓発課	
	人権モニターを配置し、指導者としての資質・能力向上を図るためのモニター会議を定期的で開催する。		

主体	事業名	取組と期待される効果	担当課
行政 (市役所)	指導者養成	〈期待される効果〉	人権啓発課
		地域での指導者を育成することで、人権尊重の精神が各地域から波及していき、より効果的な人権啓発活動が行われる。	
園・学校	公開保育	〈取組内容〉	子ども課
		人権を大切にすることを育てる保育（教育）の実践のため、公開保育を行う。	
		〈期待される効果〉	
		園を越えて共に学びあうことで、さらに職員の能力が向上する。また、小・中・高校・地域との相互理解により、より多様で効果的な保育（教育）の実践が行われる。	
	職員研修 (就学前部会の取組)	〈取組内容〉	子ども課
		就学前教育専門部会で定める統一テーマをもとに、各園でサブテーマを定め、園ごとの特色を生かした保育活動や学校・地域・家庭・専門機関との連携、職員研修等を行う。	
		〈期待される効果〉	
		子どもたちの豊かな感性が育成される。また、地域住民や保護者と情報を共有することで地域・家庭との信頼関係の構築につながり、連携の取れた効果的保育活動がなされる。	
	職員研修	〈取組内容〉	教育総務課
		初任者や管外からの異動職員、管理職、人権教育主任等を対象に、教職経験や職種に応じた研修を行う。	
〈期待される効果〉			
対象ごとに必要な知識や能力が獲得され、人権意識や指導力が向上される。			
授業研究会	〈取組内容〉	教育総務課	
	小・中学校において、部落差別（同和問題）に関する授業公開を行う。		
	〈期待される効果〉		
	授業研究会を通して、多様な意見交流が行われ、各校での人権に関する授業実践が充実する。		
人権フォーラム	〈取組内容〉	教育総務課	
	人権尊重の精神に立った学区づくりを推進するため、推進役となる管理職や人権教育主任を対象とした講演や実践発表、意見交換等を行う。		

主体	事業名	取組と期待される効果	担当課
園・学校	人権フォーラム	〈期待される効果〉	教育総務課
		専門的知識や技術を習得することにより、人権教育の推進役となる職員の資質や能力が向上し、学校での人権教育がさらに充実する。	
	山鹿じんけんのつどい	〈取組内容〉	人権啓発課
		全市民を対象に複数会場を設定し、講演と実践発表をもとに、各分科会において参加者同士の意見交換により学びを深める。	
		〈期待される効果〉	
		参加者一人一人の人権意識を高め、人権文化の形成を図る。また、人権について参加のハードルが下がることで、幅広い市民の参加を促すことにつながり人権啓発の広がりが期待される。	
	人権作品	〈取組内容〉	人権啓発課
		市内児童生徒を対象に、人権に関する標語やポスター、生活画を募集する。また、人権週間に合わせて、応募のあったこれら作品を市内各地域に展示する。	
		〈期待される効果〉	
		人権に関する作品の制作・展示を行うことで、人権について考える機会となり、児童生徒及び市民の人権意識が高揚する	
街頭啓発	〈取組内容〉	人権啓発課	
	人権週間に合わせ、市内各地域のイベント会場や山鹿じんけんフェスティバル会場において、小・中学生、高校生が啓発グッズを配布する。		
	〈期待される効果〉		
	あらゆる差別を解消しようとする、児童生徒の主体性が育成される。		
地域・家庭（社会教育）	山鹿じんけんフェスティバル	〈取組内容〉	人権啓発課
		全市民を対象に市民交流センターにて、人権週間に合わせて、あらゆる人権課題について様々な分野からの発表・報告・講演会を行う。	
		〈期待される効果〉	
		楽しみながら人権について考えることができ、人権に関する正しい知識や認識を獲得することで市民の人権意識が高揚する。	

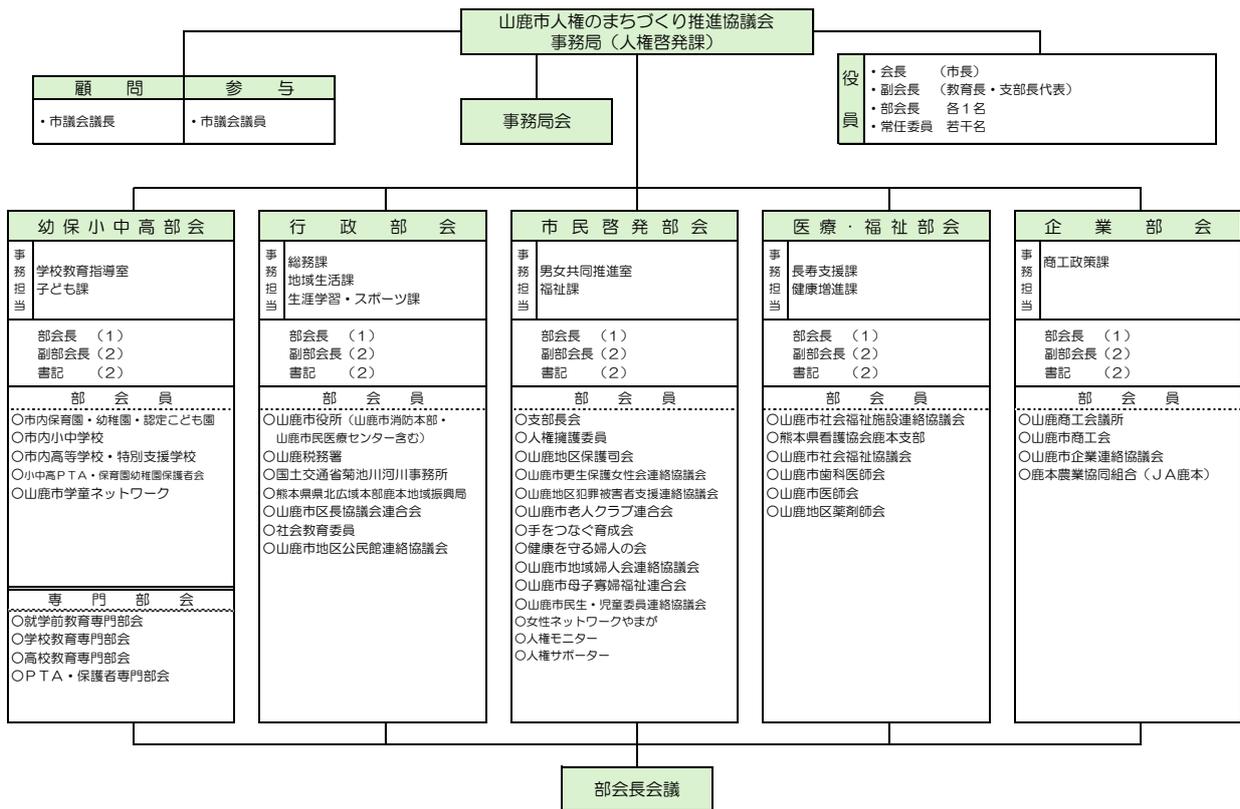
主体	事業名	取組と期待される効果	担当課
地域・家庭 (社会教育)	人権モニター養成講座 (ふれあい人権講座)	〈取組内容〉 地域のリーダーとして身近なところで活動する指導者 (人権モニター)を養成するため、年間を通して、様々な人権課題をテーマとした講座を開催する。	人権啓発課
		〈期待される効果〉 参加者は、年間を通して人権について学ぶことで様々な人権問題について広く知ることができ、正しい知識を持った市民が増加する。また、より専門的に学ぼうとする地域人材の発掘が期待される。	
	人権サポーター制度	〈取組内容〉 人権モニターを3年務めていただいた方々に就任のを依頼する。サポーター会議に出席し市民の意見・質疑等について情報交換を行い、情報発信・啓発活動に必要な協力を行う。	人権啓発課
		〈期待される効果〉 人権に関する正しい知識を獲得し、各地域・家庭において情報発信・啓発など出来ることから行動を起こすことで人権意識の広がりが期待される。	
	人権教育推進事業 (人権学習会)	〈取組内容〉 放課後等の時間を用い、地域・学校を主体とした小・中・高校生における人権に関する学習及び差別に負けない仲間づくり、進路保障についての指導を行う。また、文字の読み書きの能力を十分に身につけられなかった人を対象とした識字教育を行う。	人権啓発課
		〈期待される効果〉 参加した児童生徒の人権感覚が養われ、あらゆる差別解消に向けた活動の中心となる人材が育成される。	
	隣保館教養講座	〈取組内容〉 地域住民相互の交流を促進するため、地域の実情に即した講座を継続して開催する。	人権啓発課
		〈期待される効果〉 参加者同士での交流をとおして、自他の価値を尊重しようとする意欲や態度が身につく、また差別解消へ向けた強固な人間関係ができる。	
	生涯大学・公民館講座	〈取組内容〉 開講式や講座開催時に、参加者に対して啓発資料を配布する等、人権に関する情報提供を行う。	生涯学習・スポーツ課

主体	事業名	取組と期待される効果	担当課
<p style="text-align: center;">地域・家庭 (社会教育)</p>	<p>生涯大学・公民館講座</p>	<p>〈期待される効果〉</p>	<p>生涯学習・スポーツ課</p>
		<p>講座等参加者が人権に関して考えるきっかけとなり、様々な人権問題への関心が高まる。</p>	
	<p>親の学びプログラム</p>	<p>〈取組内容〉</p>	<p>生涯学習・スポーツ課</p>
		<p>参加体験型の内容で楽しみながら子育てのコツを学べるようなプログラムを行う中で、保護者と子どもが共に人権感覚を養うことができるような学習の場づくりや情報の提供を行う。</p>	
<p>〈期待される効果〉</p>			
<p>家庭での教育力が向上し、保護者だけでなく子どもの人権感覚が養われる。</p>			
<p style="text-align: center;">民間</p>	<p>企業研修</p>	<p>〈取組内容〉</p>	<p>商工政策課 人権啓発課</p>
		<p>関係機関・関係団体と連携し、各種ハラスメントや公正な採用選考等に関する、研修会の開催やふれあい人権講座等研修会・講演会への参加を促す。</p>	
		<p>〈期待される効果〉</p>	
		<p>すべての従業員の人権が尊重された働きやすい職場となり、またすべての人々に対して公平・公正な就職の機会が保障される。</p>	

2 計画の推進体制

部落差別（同和問題）をはじめ様々な人権問題の解消に向けた市民協働による人権教育・啓発の推進を図ることを目的とし、5つの部会（幼保小中高部会、行政部会、市民啓発部会、医療・福祉部会、企業部会）で「山鹿市人権のまちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）を組織しています。協議会では、市民一人一人が様々な人権問題についての正しい認識と人権感覚を育むことができるよう、様々な啓発活動に取り組むとともに、定期的に役員会や部会を開催することで、市民協働型の人権のまちづくりを進め、より効果的な啓発活動を推進していきます。

山鹿市人権のまちづくり推進協議会 組織図



資料編

資料編 1 人権年表

※法令については、略称があるものは略称で記載しています。

年	国連等	国	熊本県	山鹿市
1947 (昭22)		「日本国憲法」施行		
1948 (昭23)	「世界人権宣言」 採択	「優生保護法」施行 「児童福祉法」施行		
1949 (昭24)	「人身売買及び他人からの売春からの搾取に関する条約」採択	「人権擁護委員法」施行		
1951 (昭26)		「児童憲章」制定		
1953 (昭28)		「らい予防法」制定・公布		
1956 (昭31)		「国際連合」加盟		
1958 (昭33)		「人身売買及び他人からの売春からの搾取に関する条約」批准		
1959 (昭34)	「児童の権利に関する宣言」採択			
1960 (昭35)		「同和対策審議会」設置		
1965 (昭40)	「人種差別撤廃条約」採択	同和対策審議会答申		
1966 (昭41)	「国際人権規約」採択			
1969 (昭44)		「同和対策事業特別措置法」施行（10カ年、その後3年延長）		
1978 (昭53)		「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行		
1979 (昭54)	「女子差別撤廃条約」採択	「国際人権規約」批准		
1982 (昭57)		「地域改善対策特別措置法」施行		

年	国連等	国	熊本県	山鹿市
1984 (昭59)				「人権同和問題モニター養成講座」開始
1985 (昭60)		「女子差別撤廃条約」 批准		同和問題モニター制度開始
1986 (昭61)		「男女雇用機会均等法」施行		
1987 (昭62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法) (1992年施行、1997年一部改正、2002年失効)		
1989 (平元)	「児童の権利に関する条約」採択			
1994 (平6)		「児童の権利に関する条約」批准		
1995 (平7)	「人権教育のための国連10年」(~2004年)	「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「人種差別撤廃条約」批准	「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」施行	
1996 (平8)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997 (平9)		「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「男女共同参画審議会」設置 「アイヌ文化振興法」施行、「北海道旧土人保護法」廃止 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定		

年	国連等	国	熊本県	山鹿市
1999 (平 11)		「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行	「『人権教育のための国連 10 年』熊本県行動計画」策定	
2000 (平 12)		「犯罪被害者保護法」施行 「人権教育・啓発推進法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待防止法」施行		
2002 (平 14)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「熊本県人権センター」開設	
2004 (平 16)	「人権教育のための世界計画」採択		「熊本県人権教育・啓発基本計画」策定	
2005 (平 17)		「犯罪被害者等基本法」施行		〈市町村合併〉 「山鹿市部落差別をなくす等 人権を守る条例」制定 「山鹿市人権教育・啓発推進協 議会」発足 「山鹿市人権教育・啓発研究大 会」開催（平成 17～21 年） 「山鹿市人権教育・啓発基本計 画推進本部」設置 「やまが人権フェスティバル」 開催
2006 (平 18)		「高齢者虐待防止法」 施行		「山鹿市男女共同参画推進条 例」制定 啓発資料「くらしとじんけん」 発行 「山鹿市人権問題地域講演会」 開催
2007 (平 19)				「山鹿市人権教育・啓発基本計 画」策定 子どもの人権作品集「芽吹き」 発行 「人権同和問題担当者研修会」 実施
2010 (平 22)				「人権教育レポート研究会」開 催

年	国連等	国	熊本県	山鹿市
2012 (平 24)				「山鹿市人権教育・啓発基本計画（改訂版）」策定
2015 (平 27)	「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030 アジェンダ」採択			
2016 (平 28)		「障害者差別解消法」施行 「ハイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「犯罪被害者等基本計画（第3次）」策定		
2017 (平 29)				「第2次山鹿市人権教育・啓発基本計画」策定
2019 (令元)		「ハンセン病問題基本法」改正 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「女性活躍推進法」改正 「アイヌ新法」施行		
2020 (令 2)			「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」制定 「熊本県人権教育・啓発基本計画」【第4次改訂版】策定 「熊本県犯罪被害者等支援条例」制定	
2021 (令 3)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 「障害者差別解消法」改正	「犯罪被害者等見舞金制度」開始	

年	国連等	国	熊本県	山鹿市
2022 (令4)				「第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画」策定 「山鹿市部落差別をなくす等 人権を守る条例」改正
2023 (令5)		「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)施行		
2024 (令6)		「改正障害者差別解消法」の施行		
2025 (令7)		「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」施行	「熊本県人権教育・啓発基本計画」【第5次改訂版】策定	
2026 (令8)				「第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画(改訂版)」策定

資料編 2 人権に関する法令等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

山鹿市部落差別等をなくし人権を守る条例

平成 17 年 1 月 15 日

条例第 123 号

(目的)

第 1 条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号。第 5 条において「法」という。）の趣旨にのっとり、人権に係る施策に関し、市及び市民の責務その他の基本となる事項を定め、これを総合的に推進することにより、人権意識の高揚を図り、もって部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「部落差別等」という。）のない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国、県及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、部落差別等の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、それぞれの責任と自覚を持って部落差別等を許さない市民意識の形成に努力し、部落差別等の解消を実現するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別等を解消するために必要な生活環境の充実、社会福祉の向上、産業の振興、職業の安定、人権教育の充実等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の下に推進するよう努めるものとする。

(実態調査の実施)

第 5 条 市は、国が行う法第 6 条の部落差別の実態に係る調査に協力し、部落差別等の実態を把握するため、おおむね 5 年ごとに調査を行うものとし、その結果を市の施策の推進に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

(相談体制の充実)

第 6 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別等に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図るものとする。

(人権教育及び啓発活動の充実)

第 7 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、人権意識の啓発に係る指導者及び関係団体との連携を強化し、人権教育及び啓発活動の充実による人権擁護意識の醸成に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 8 条 市は、部落差別等の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 9 条 市は、第 4 条に規定する施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、山鹿市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

附則(令和 4 年 9 月 20 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画（抄）

平成14年3月

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間に「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」(第3条)と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」(第7条)と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべての人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない

日本国憲法（抄）

公布 昭和 21 年 11 月 3 日

施行 昭和 22 年 5 月 3 日

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- (略)
- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
- (略)

資料編3 策定にあたって

山鹿市人権擁護審議会委員名簿

(山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例)

(任期：令和7年 8月 1日～令和9年 7月31日)

区分	番号	氏名	所属・団体名の名称	役職
経験者 学識者	1	大野 朗久	社会福祉法人宥明会 もくせい学園長	会長
各種団体	2	佐藤 アキ	山鹿人権擁護委員協議会 山鹿部会	副会長
	3	松川 正次	部落解放同盟熊本県連合会 山鹿ブロック代表	
	4	古江 律代	人権サポーター	
	5	森 晋一郎	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 幼保小中高部会長	
	6	高木 智司	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 市民啓発部会長	
	7	稗島 直博	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 医療・福祉部会長	
	8	立山 誠也	山鹿市人権のまちづくり推進協議会 企業部会長	
	9	西山 優子	街道浪漫実行委員会 会長	
	10	本山 由季	一般社団法人 山鹿青年会議所	

(順不同・敬称略)

第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画（令和8年3月一部改訂）

発行 山鹿市
編集 総務部人権啓発課
〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987-3
電話：0968-43-1199
監修 熊本県立大学 教授 石村 秀登
発行日 令和4年3月
